

## 「児童インターネット犯罪に対する官民連携による取組み」

渡辺弘美@JETRO/IPA NY

### 1. 米国における児童インターネット犯罪の状況

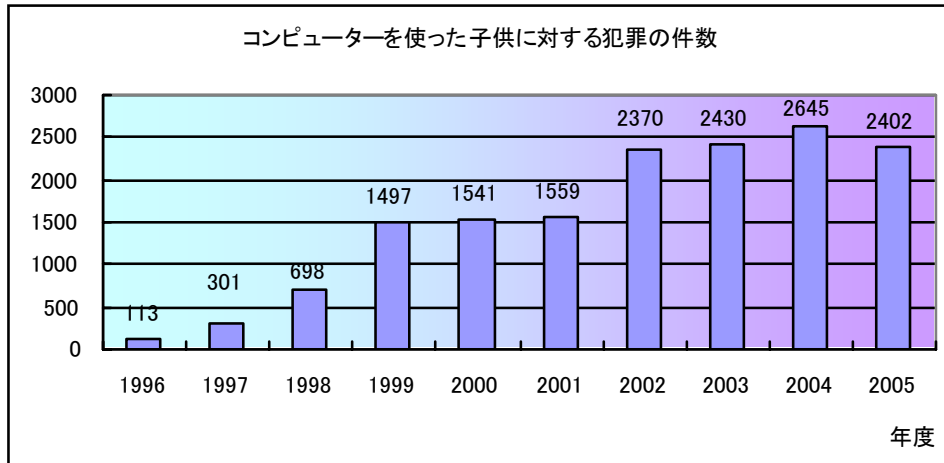
#### (1) 概観

米国でのインターネット利用の社会的影響について調査している非営利団体である Pew Internet & American Life Project が 2005 年 7 月に発表した調査によると、米国の 10 代（12-17 歳）の 87%（2,100 万人に相当）がインターネットを利用して、このうち 51%が毎日インターネットにアクセスし、Eメールの交換（89%）、テレビ・音楽等のウェブサイト閲覧（84%）、オンラインゲーム（81%）などを主に行っている。2000 年の同様の調査ではそれぞれ 73%、42%となっており、利用者数・量ともに増加している。

この数字からも分かるように、米国の子供達のオンライン活動は活発であるため、その反面で多くの危険性を含んでいると考えられる。例えば、ケーブル放送企業 Cox Communication と全米失踪・虐待児童センター（NCMEC：後述）とが、2006 年 5 月に行なった調査によると、10 代（13-17 歳）の 61%が個人プロフィールをソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）のウェブサイトに掲載しており、その半数は写真も一緒に掲載しているという。また、10 代の 14%はオンラインのみで知り合った人と実際に会う、40%は見知らぬ人からのオンラインメッセージに対して返事をするという回答している。

このようなインターネット利用状況の中、米国では、オンライン活動をする子供たちをターゲットとした犯罪や事件が多く報告されている。University of New Hampshire の最新の報告書によると、子供のインターネットユーザー（10-17 歳）のうち 7 人に 1 人（約 13%）がオンラインでなんらかの性的な示唆を受けたことがあると答えている。これは、前回の同調査（2000 年実施）の 5 人に 1 人（約 19%）から減少してはいるが、その内容を見ると積極的な示唆（電話、手紙、直接会うなどのオフライン・コンタクトの示唆）に関しては減少しておらず（2005 年度調査 4%、2000 年度調査 3%）、必ずしも喜べる結果ではない。更に、同報告書によると、子供のインターネットユーザーのうち 3 人に 1 人（約 34%）が閲覧を望まない性的なコンテンツへアクセスした経験があり、前回の調査の 25%から大幅に増加している。

また、連邦捜査局（FBI）の統計では、コンピュータを使った子供に対する犯罪件数は 1996 年の 113 件から、2005 年の 2,402 件と大幅な増加が見られる。



## (2) 事例紹介

子供のオンライン活動の危険とは、「ネットにあるコンテンツ＝危険な情報」と「ネットでのコンタクト＝危険な人間」の二つに大別できる。

前者は、子供にとって好ましくない情報であり、その情報に子供たちが簡単にアクセスしてしまうという状況のことである。危険な情報には、犯罪行為の美化、自殺サイト、カルト教団への誘い、憎悪団体のアピール、風俗産業サイトなどがあるが、いずれも、判断力・責任能力の乏しい子供が無防備にそれらの情報に曝され、物事を曲解したり社会通念上の善悪の解釈から大きく外れたり、実際に他者に迷惑を掛ける問題行動の引き金になるなど、その危険性は計り知れない。米国では、メディアの影響を考慮して、テレビ番組や映画がその内容によって細かく格付け（レイティング）されている。これは子供にとって好ましくない情報への一対策であるが、ネット上のコンテンツをどのように取り扱うかは現在もまだ議論されているところである。

後者は、インターネットを介して他人と容易にコンタクトできるという状況である。顔の見えないインターネットでは、悪意ある大人が子供に近づくことができ、子供がその大人を見分けることは大変難しい。コンタクトの段階としては、以下の三通りがある。

- 相手からの一方的なコンタクト

ふさわしくないスパムメールを受け取る、メールアドレスやチャット用IDなど本人に連絡できる情報が他人によって漏れるなど。

- 自分からの接触  
他人の情報を掲示板などに発表してしまう、SNS サイトやフォーラムなどでプロフィールに必要以上の個人情報を自ら掲載するなど。
- 双方の接触  
チャット、Eメール、ウェブカメラ、ゲームメッセージなどで一対一のコミュニケーションをしたり、実際に会うなど

インターネットを介した犯罪のうちの多くが、ネット上で第三者と知り合い、その結果、性的虐待事件や犯罪に巻き込まれるケースである。これらの犯罪に巻き込まれる子供の多くが、親との関係が上手くいっていない、孤独やうつ状態である、性同一障害傾向にあるなどの悩みを抱えており、その心の隙間に加害者がたくみに入り込んでいるという状況が、ニューハンプシャー大学の児童犯罪研究センターの Janis Wolak 助教授らの報告において浮き彫りになっている。下記に挙げる犯罪例からもわかるように、最近の犯罪のケースの多くが SNS を出会いの場としているものであり、現在、議会でその対策が検討されている。また、児童ポルノ対策や、ウェブのレイティング等も議会で話し合いがもたれている。

また、最近の児童に対するネットワーク犯罪の特徴としては、価格が下がり手軽に手に入れることができるようになった Web カメラを使用したケースがある。同報告でも、子供に性的な画像を求めるといった性的教唆が最近の傾向としてあげられている。ブロードバンドとデジタル写真の目覚ましい技術発展によって動画・静止画の送付は成長し続けているが、それが違法な目的に使われており子供達の大きな危険要因となっていると同報告書は指摘する。

また、その他の傾向としては、児童インターネット犯罪の一般的なイメージと実状が実は異なっているということがあげられる。同報告によれば、最近の犯罪では、加害者が年齢を偽ったり性的な目的を隠したりすることはむしろ少なく、性的な好奇心を持つティーンエイジャーが積極的であるという。この実状は下記の最近の事例からも読み取ることができる。今後の主たる課題は、大人との性的関係を自ら望むティーンエイジャー層への対策がとなることが予想される。

#### 最近の児童インターネット犯罪の事例

<パームビーチ、フロリダ州> 34歳の男が13歳の少女をオンラインで誘惑したとして逮捕された。男は少女の歳を知りながら、性的に露骨な会話をオンラインや電話で少女に行っていた。男は地元のラジオ局でDJをしており、その番組に少女がインスタントメッセージを送った時の情報を利用して少女に連絡を取ったことが最初のコンタクトのきっかけであった。男は SNS (MySpace.com) や AOL を使い少女を誘惑しようと試みていたところ、少女の母が気づき、警察へ通報した。保安官が少女を装い男と交流を続け、男が性的に露骨な指示や、性交渉への誘い、実際に会う手配など行い逮捕となった。(2006年8月)

<p>&lt;サンタクルーズ、カリフォルニア州&gt; 27歳の救急医療士の男が、14歳の少女と MySpace で出会い、AOLのチャット・ルームを利用しながらおよそ1ヶ月間交流。オンラインでの交流期間中、少女は男の依頼によりヌード写真を送ったりしている。男がバンドのライブに少女を招待した際に電話番号を交換することから始まり、定期的なコンタクトが続いた後、男が少女を学校に迎えに行きランチ・デート。最終的に男の自宅での性交渉にいたった。少女の親戚が2人のオンラインでの交流を見つけ、警察に連絡、逮捕となった。サンタクルーズ高等裁判所において男は、少女への猥褻行為、児童ポルノ所持の罪を認めた。(2006年8月)</p>
<p>&lt;ペンシルバニア州&gt; 43歳の男が、司法長官管轄下の Child Predator Unitの捜査により検挙される。男は Yahooのインターネットチャットルームとインスタントメッセージプログラムを使い、捜査中の捜査官(13歳の少女を装う)にコンタクトを取り、性的な誘いを行った。会話の中で、男はファイル交換ソフトやウェブカメラを使い性器の写真を送信したり、ヌード写真を取るよう要求したり、性交渉のために実際に会うことを提案し逮捕となった。(2006年7月)</p>
<p>&lt;テキサス州&gt; 19歳の男と14歳の少女が MySpace を通じて知り合い、Eメールや電話で連絡のある期間取り合った後、直接会った。その際の性交渉を少女側は性的虐待を受けたとし、ティーンエイジャー保護怠慢として MySpace (および親会社の News Corporation)相手に3千万ドルの訴訟を起こした。それに対し、加害者として告訴されている19歳の男は、性交渉は合意の元であり、少女が年齢を偽って MySpace に登録できたという管理体制に対して MySpace を相手に訴訟を起こすことを考慮中である。(2006年5月)</p>
<p>&lt;コネティカット州&gt; 22歳の男が11歳の少女の家に上がり込み、両親が寝ている間に性的虐待に及んだとして逮捕された。男は SNS ウェブサイトで少女と知り合い、電話やウェブカメラでの会話を通じて少女との関係を築くことに成功していた。(2006年3月)</p>
<p>&lt;フロリダ州&gt; 27歳の男が14歳の少年に性的虐待を加えようとしたとして逮捕された。男は16歳の少女になりすましてインターネット上で少年と知り合い、数週間にわたるチャットを通じて会う約束を取りつけていた。男は少年をだましてホテルに連れ込んだが、少年が自力で逃げ出すことに成功したため未遂に終わった。(2006年5月)</p>
<p>&lt;ミネソタ州&gt; 21歳の男がインターネット上で14歳の少女と知り合い、2回にわたって性的関係を持ったとして逮捕された。養親が少女の様子が違うことに気づいて問いただし、警察に通報したために発覚した。男は性的虐待の前科があり州法に基づいて登録されていたが、最新の住所については届け出ていなかった。(2006年6月)</p>
<p>&lt;アラバマ州&gt; ニューヨーク在住34歳の男が、チャットルームで知り合った14歳の少女とチャットを通じて信頼関係を築き、直接会う機会を設けることに成功し、性的虐待に及んだ。(2005年)</p>
<p>&lt;ニューヨーク州&gt; 55歳の男が若い少女に性的虐待し、WEBカメラを通じてその模様を世界中の同好者仲間に配信した。性的虐待・ライブ配信は、事前に日時を同好者仲間に伝えてあった。(2005年)</p>

(3) 最近の特徴：SNS

上記事例からも分かるように、子供と大人の「出会いの場」となっているのが、全米最大の SNS である MySpace である。ユーザーは、自分のホームページを写真や音楽クリップなどを使いながらカスタマイズし、自分が「フレンド」と指定したほかのユーザーはそのページにコメントを残したり、写真を載せたりできる。MySpace の始まりが音楽発信であったため、音楽や写真のファイルの掲載が容易であるということから、若い層に人気があるとされている。

2006 年に入り、このサイトを利用している子供たちが小児性愛者の被害者になっている事件が特に目立ったことから、親や関係者から MySpace が非難的になっている。同社は、親、学校、法執行機関などの調査を受け、以下のような新しい安全対策を発表、実行している。

- 対策前：13 歳以下は登録不可能で、14 歳から 15 歳は登録はできるがプロフィールの一部しか公開されない。
- 対策後：18 歳以上は 14 歳・15 歳の登録者のフレンドリストへは登録できない。（事前に E メールや氏名を知っている場合は登録可）

しかし、ユーザーが本当の年齢を申告しているかどうかを確認するメカニズムがなく、本質的な安全対策にはなっていないとの非難の声もあがっている。ユーザー入力情報に頼った対処方法は安全とはいえず、事件は増える一方である。

このような状況を打開しようと、子供用 SNS の提案もある。2005 年 5 月に立ち上げられた inbee (<https://www.imbee.com>) は SNS の醍醐味と安全の両立を探り、トイスタ (<http://toyst.jp/>) はキャラクターを使って交流する子供用 SNS の試みとして始まった。

また、親が MySpace での子供の活動を把握するためのレポートサービスやソフトウェアも出回りはじめ（後述）、今後ますます SNS サービスにおける児童ユーザー対策が考えられることになるであろう。

## 2. 児童インターネット犯罪に対する取組み

### (1) 連邦捜査による取組み

#### ① イノセント・イメージ国家イニシアティブ (IINI)

FBI (連邦捜査局) は、1995年より、コンピューターを使った児童に対する犯罪への対策プロジェクト「イノセント・イメージ国家イニシアティブ (Innocent Images National Initiative : IINI)」を実施している。これは、インターネットを利用した児童への性的虐待を防止するため、FBI本部にある FBI Cyber Division により運営されているプロジェクトである。

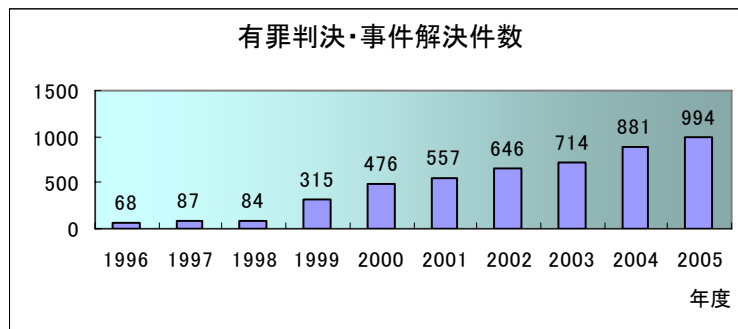
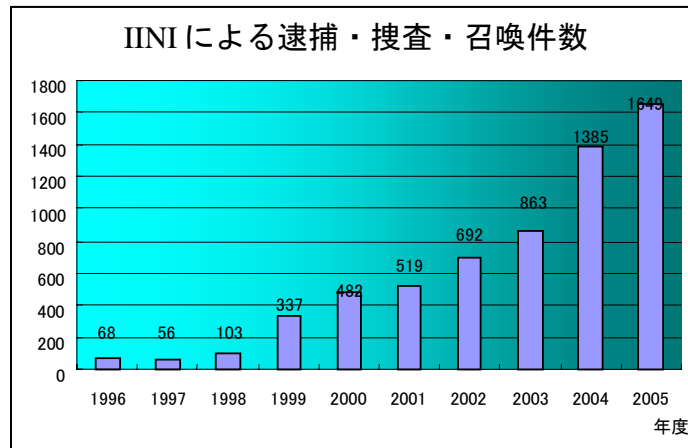
IINI の取組は、主に次の4つが挙げられる。

- コンピュータの発達により容易となった児童への性的虐待を減少させること
- そうした児童の被害者を特定し救出すること
- 加害者を調査し立件・起訴すること
- 連邦法、州法その他地方政府による法律、国際法等法律の整備・強化

IINI は、以上の取組を徹底するため、以下に掲げる者の取締りを強化することとしている。

- 児童から不当な利益を得ようとするオンライン組織、事業者、共同体
- 未成年者との性的交流を目的として旅行を行い、又は行おうとする個人
- 児童ポルノの提供者
- 大量の児童ポルノを、ネットを通じて複数の人に転送すること等を行う流通業者
- 児童ポルノの所有者

IINI は 2005 年度に 1,649 の逮捕・捜索・召喚と 994 件の有罪判決・事件解決など、その効果をあげてきている。



② サイバー犯罪センター・児童虐待取締りセクション（CES）

司法省以外にも、国土安全保障省（Department of Homeland Security）の入国・税関取締局（Immigratrion and Customs Enforcement：ICE）にサイバー犯罪センター・児童虐待取締りセクション(Cyber Crimes Center Child Exploitation Section：CES)が設置されている。ここでは、比較的規模の大きい児童ポルノのプロデューサーや流通業者を取り締まるとともに、海外に未成年者との性的交渉を持つ目的で渡航する個人を取り締まっている。また、CESは、インターネットを利用した未成年者への性的犯罪についての証拠の収集や個人・グループでの犯罪活動の追跡に高い技術的能力を保有することから、各種法的執行機関や後述のICACと連携して犯罪の取締りを行っている。

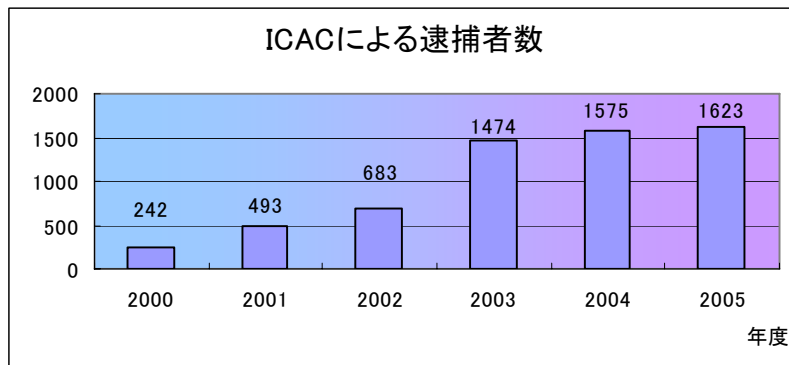
このようなICEの取組みにおいて成功した例を挙げると、ICEによって開始された国際連携捜査「ハヤブサ作戦」においては、39の児童ポルノサイトを特定し、全世界でファイルをダウンロードした1,200人とアメリカ人の顧客300人が逮捕されるに至っている。

(2) 国と地方の連携によるプログラム (ICAC)

1998年、司法省の Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention (OJJDP：青少年に関する司法及び非行防止事務所)は、児童に対するインターネット犯罪防止のため、児童インターネット犯罪 (ICAC) タスクフォース・プログラム (Internet Crimes Against Children Task Force Program) を立ち上げ、インターネットによる児童への性的犯罪を防止するための国家プロジェクトを実施している。このプロジェクトは、州政府やその他の地方組織の犯罪捜査を強化するために作られた。ICAC タスクフォースは2006年5月現在で46箇所に存在し、ニューヨーク州警察などの地方警察や州検察事務所など地方の捜査機関内部に設置されている。これらタスクフォースには、司法省 OJJDP により資金供給されている。また、トレーニング及びテクニカルアシスタンスプログラム (The Training & Technical Assistance Program) が確立されており、捜査官のトレーニングとテクニカルサポートを行っている。

ブッシュ政権下において、ICAC タスクフォース・プログラムの2003年度予算は前年度のほぼ倍に当たる1,250万ドル、2006年度予算においては1400万ドルとなっている。

ICAC タスクフォース・プログラムは飛躍的に成果を上げている。ICACにより検挙された犯罪者数は2000年度の242人から2005年度には1623人に達している。



この高度で専門的なプログラムにより、児童に対するコンピュータを使った性犯罪の検挙が効果的に行われるようになった。その最も顕著な例は、バージニア州では、2005年1月のICACプログラムによる40時間の研修中に3名、同年3月の10日間の特別研修中に6名、合計9名の実際の犯罪者の検挙である。

また、2006年7月25日のCBSテレビ電子版によれば、ノースカロライナ州のICACプログラムに、7つの州北部の機関が新たに加わると報道し、その中で「このプログラムはもっと多くの職員(officers)が加われば、もっと成功するようになる



る」として、これまでの ICAC の活動に一定の評価を与えるとともに、更なる ICAC プログラムの拡充の必要性を強調している。

### (3) 法律による対応

インターネット犯罪から児童を守るための法規制も整えられてきている。特にプライバシー保護に関しては、1998年に児童オンライン・プライバシー保護法が制定され、2000年4月から施行されている。この法律は、営利事業者がインターネット上で13歳未満の児童の個人情報を収集する場合に事前に親の許諾を得ることを義務づけ、また、児童が提供した個人情報について開示や削除を請求する権利を親に認めている。違反している事業者に対しては民事訴訟を起こせることになっている。実際に訴訟となって企業に制裁金が課されたケースがこれまでに11件ある。

#### 児童オンライン・プライバシー保護法に違反して制裁金が課された事例

多数の音楽関係のウェブサイト運営する企業が、ウェブサイトでの会員登録時に、氏名、生年月日、住所、電話番号、音楽の好みなどの個人情報を記入させていた。生年月日から児童と分かる場合でも、事前に親から許諾を得ることなく情報を受け取っており、中には明らかに児童を対象にしたウェブサイトもあった。自主規制団体からの通報により発覚し、訴訟の結果、2004年2月に、法施行以来の最高額である40万ドルの民事制裁金を支払うということで決着がついた。

また、最近では、2006年9月7日に、SNSを運営するXanga.comが、13歳未満とわかっていながら登録手続きを許可、その数は過去5年で合計170万人に及び、さらに保護者に対して子供の情報へのアクセスと管理の手段を提供していないとして、同法違反に関する米連邦取引委員会（FTC）との和解で100万ドルの支払いを命じられた。

また、児童が安全に楽しむことができるウェブサイトを明らかにしようとするアプローチもある。2002年に制定されたドット・キッズ法では、児童に有害でないと認められるウェブサイトに独自のドメイン名（.kids.us）を与えることを定めている。ただし、登録されたウェブサイトは現在のところ20余りにとどまっている。

さらに、2006年7月に成立したアダム・ウォルシュ児童保護安全法は、児童保護を強化するための様々な制度改正を含んでいるが、その一環として、児童に有害なウェブサイトを見せるために故意に紛らわしい言葉や画像を載せることが新たに犯罪類型とされた。

名称	成立	主な内容
児童オンライン・プライバシー法 Children's Online Privacy Protection Act (COPPA)	1998.10 (2000.4 施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商業事業者が13歳未満の児童からインターネット上で個人情報を収集する場合、事前に親の許諾を取ることが事業者には義務づけ</li> <li>• 児童が提供した個人情報の開示・提供を請求する親の権利を認める</li> <li>• 商業事業者には、プライバシー保護ポリシーをウェブ上に掲載することを義務づけ</li> <li>• 違反行為については民事訴訟が可能。施行以来、訴訟により民事制裁金の支払が課された事例は11件(2006年7月現在)</li> </ul>
児童オンライン保護法 Child Online Protection Act (COPA)	1998.10	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 未成年に有害な情報を営業目的でインターネット上に流通させることを禁止</li> <li>• 言論の自由を侵害するものとして訴訟が提起され、合憲性が最終的に判断されるまで施行が停止されることに。2004年6月、最高裁は違憲の可能性があると判断を示して下級審に差戻し</li> </ul>
児童インターネット保護法 Children's Internet Protection Act (CIPA)	2000.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 政府から補助金を受けている図書館に対して、不適切なコンテンツを排除するフィルタリングソフト等の技術的措置を採用することを義務付け</li> <li>• 違憲であるとして訴訟が提起され、連邦地方裁判所では違憲判決が出ていたが、2003年6月、連邦最高裁判所において合憲と判断</li> </ul>
ドット・キッズ法 Dot Kids Implementation and Efficiency Act	2002.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 13歳未満の児童に有害でないとされるウェブサイトには独自のドメイン名(.kids.us)を与えることにより、児童に安全なウェブサイトを明らかにする</li> <li>• .kids.usのドメイン名を得るには、暴力やポルノなど児童に不適切な内容、チャットルームやインスタントメッセージ、同ドメイン外のウェブサイトへのリンクを含んではならない</li> <li>• 2003年9月からスタート。2006年7月現在、登録されたウェブサイトはスミソニアン協会やABC(TV・ラジオネットワーク)など20余り</li> <li>• 登録者は年250ドルを支払う必要</li> </ul>
アダム・ウォルシュ児童保護安全法 Adam Walsh Child Protection and Safety Act	2006.7	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童をだまして有害なウェブサイトへ誘い込むために紛らわしい言葉や画像を載せることを犯罪とする</li> <li>• その他、性犯罪者にDNAサンプルの提出を義務づけること、FBIが運営する全国的な性犯罪者データベースを作成することなど、性犯罪から児童を守るための広範な法改正を含む</li> </ul>

上述のこれまでの法的対応に加えて、現在も、インターネット関連の犯罪から児童を守るための追加的な法規制については、様々な観点から議論が行われている。

司法省は2006年4月に、インターネット上の児童ポルノに関する報告を怠ったインターネットサービスプロバイダー（ISP）への罰則を強化すること、露骨な性的情報を含む商業用ウェブサイトに警告ラベルを載せるよう義務づけることなどを含む法改正を提案しており、これを受けて複数の法案が議会に提出されている。

また、SNSやチャットルームを使って児童をねらう犯罪に対する危機感が高まっていることから、2006年5月には、学校や図書館のコンピュータからこうしたウェブサイトにはアクセスできないよう措置させるという法案が下院に提出された。この法案は7月に圧倒的多数で可決され、上院に送られている。

#### SNSへのアクセスをめぐる法案

名称	成立	主な内容
ネット性犯罪者排除法 Deleting Online Predators Act	未定(2006.7 下院で可決)	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府から補助金を受けている図書館・学校に対し、所有するコンピュータからSNSやチャットルームにアクセスできないよう措置を講じさせる</li> <li>対象の定義は連邦通信委員会が規則で定める。ソーシャルネットワーキングについては、(1)企業がウェブサイトを運営、(2)登録した利用者がプロフィールのページを作れる、(3)登録した利用者が日記を公開できる、(4)利用者の個人情報が引き出される、(5)利用者同士のコミュニケーションが可能、の5点を考慮して定める</li> <li>対象が広くなりすぎるとの懸念も</li> </ul>

上記のほか、児童ポルノの摘発を容易にするためにISPに1年間あるいは2年間の記録保存を義務づけることや、インターネットや電子メールによるいじめ・嫌がらせ（サイバーブリング：Cyberbullying）を防止する手だてについても議論されている。

#### (4) NPOの活動（全米失踪・虐待児童センター（NCMEC等））

米国では歴史的に、NPOが社会サービスの多くを提供してきた。とりわけ、レーガン政権以降、小さな政府志向が強まり、政府もNPOの活動を積極的に活用し、行政代行的役割を担わせ、社会サービスを提供する流れが加速した。

児童インターネット犯罪の防止に関しても、米国では NPO が大きな役割を占めている。数多くの NPO が積極的な活動を行うとともに、政府も、これら NPO を支援し、一体となって犯罪防止に努めている。

インターネット上の違法な情報、とりわけ児童ポルノに関して利用者からの通報を受け、業界や法執行機関に通知するなど、一定の対応方法をとる機関のことを「ホットライン」と呼ぶが、米国では、NPO が「ホットライン」の役割を担っている。即ち、法執行機関によるオンラインパトロールや、ISP による自主的な違法情報の摘発・削除を補完する役割を果たしている。

以下では、数多くの NPO の中から、公的機関と連携しながら、最も積極的に活動を行っている全米失踪・虐待児童センター（National Center for Missing and Exploited Children : NCMEC）の活動を取り上げる。

NCMEC は、児童の誘拐や性的虐待を防止し、失踪した児童の発見を助けるとともに、誘拐や性的虐待を受けた児童とその家族をサポートとすることを役割としている。1981 年より発足していた非営利団体を母体に 1984 年にレーガン大統領（当時）が公式に開設した特別な団体で、法律により児童失踪事件発生の際に連邦捜査当局との連絡役となる地位を与えられている（Child Abuse Protection and Treatment Adoption, as updated Keeping Children and Family Safe Act of 2003 において連邦・州の犯罪調査記録が NCMEC に提供される旨規定。また、連邦政府から NCMEC に対して \$32,565,881 の補助金（2005 年）が支給）。

近年では、前述した ICAC が実施している Project Safe Childhood においては、NCMEC はトレーニングプログラムや後述する Cybertipline などを通して、ICAC タスク・フォース及び連邦・州警察と密接な連携をとっている。

具体的な活動としては、インターネットを利用した児童の性的虐待について通報する Cybertipline の運営、児童失踪・虐待に関係する事件についての予防、調査、起訴等に関する個人や法執行機関の支援などの活動を行っている。

Cybertipline は児童の性的虐待に関する通報システムである。NCMEC によれば、子供がいなくなってから 1 時間以内に発見されるケースが 80% で、発見が難しくなるのは残りの 20% であるという。このため最初の 1 時間を Critical one hour（決定的一時間）と呼び、最大限の努力が行なわれる。Cybertipline では、通報者から入力された情報は、セキュア・サーバー内のデータベースに蓄積される。データは、日々専門家によってチェックされ、必要があれば、関係する法執行機関に通報することになる。ISP は法律に基づいて児童ポルノ画像を発見した場合通報する義務を課せられているが、このための専用サイトも設けられている（Protection of Children from Sexual Predators Act には、ISP は児童ポルノ関連法違反の事実について、Cybertipline に通報すべき旨規定）。このデータベースには、FBI、Custom

Service 及び Postal Inspection Service の 3 つの連邦捜査機関がアクセスできる（これらの連邦政府機関等から MCMEC に出向）。

その他、NCMEC の主な活動は以下のとおり。

➤ Team Adam (Code Adam)

Team Adam は、NCMEC の創設者である Walsh 夫妻の子供で 6 歳で誘拐され殺された Adam Walsh の名前を冠している。具体的な活動としては、FBI や警察 OB からなる専門家が、NCMEC に蓄積されたリソース等を活用して、失踪した子供等を迅速に救出するため、地元捜査機関をサポートしている。

➤ Age-Progression and Facial-Reconstruction Services

Age-Progression and Facial-Reconstruction Services は、長期間発見されない失踪した児童の捜索のために、その児童の家族の写真等を元に経年変化を踏まえて、予想される容貌写真の制作を行うサービスである。このサービスにより、600 以上の失踪した児童の写真が再構成され、17 人以上の失踪した児童の身元が確認されている。

➤ Family-Reunification Services

Family-Reunification Services は、発見された失踪した児童と家族との再会に際して、旅費等を賄えない家族に対してサポートを行うサービスである。具体的には、American Airlines, Amtrak, Continental Airlines,そして Greyhound と提携して、無料で交通手段を提供している。

➤ NetSmartz

年齢別に分かりやすくネット上の安全について啓蒙教育するプログラムである。ビデオと先生とのやり取りを組み合わせてネット上でやってはいけないことを学ばせたり、ティーンの実際の体験を本人に語らせたりする。

➤ Civil Victim Identification Program

捜査上の小さな手がかり（買い物袋に印刷された文字、街角の看板など）を一定のフォームでデータベースに書き込むことで、州や立場を超えた多くの警察官が協力して意見を出し合い、子供の居場所を見つけ出すための様々な仕組みが組み込まれているプログラムである。

上記の NCMEC の他にも、インターネットを利用した犯罪防止を目的とした NPO がある。NPO である犯罪防止団体 Guardian Angels の下部団体として設立された CyberAngels (<http://www.cyberangels.org/>) や、オンラインの安全性やツールなどの情報について 50 ヶ国以上の保護者・教育者向けに "kid-tech news" として毎週

配信している Net Family News (<http://netfamilynews.org/index.shtml>) などが積極的に活動を行っている。

(5) アンバーアラート (Amber Alert)

Amber とは、America's Missing Broadcast Emergency Response の略であり児童誘拐事件の早期事件解決に向けて、速やかに関係機関、協力団体、コミュニティ住民に対して情報提供・捜査要請を行う警報システムである。テキサス州で起きた Amber Hagerman ちゃん (当時 9 歳) の誘拐殺人事件を契機として、関係機関の協力によって作られた。当該事件において、事件の目撃者がいたにもかかわらず、目撃者から関係機関やコミュニティ住民に対する連絡方法がないため事件を防ぐことができなかつた反省に立って作られた。

テキサス州のコミュニティ、放送界、地元警察が開発に着手したこのシステムは、徐々に州・全国規模のものへとになっていった。システム導入以降、2005 年の 7 月 7 日時点の子供の保護数は合計 213 名となっており、うち 84% は、2002 年 10 月に国レベルでのコーディネイトが始まったものからである。2002 年の州レベルでの Amber Alert の導入州数は 28、そして現在は 50 州全てとなっている。

また、全国規模への広がりと同時に、デバイスの拡大も注目されている。1996 年にラジオ・テレビや高速道路掲示板の利用から始まったこの警報システムは、現在では、e-mail、ワイヤレス機器の SMS (ショート・メール・サービス) テキスト・メッセージにて希望者に送られるようになってきている。特に、「Wireless Amber Alert イニシアティブ」は、ワイヤレス業界、司法省、NCMEC がパートナーとなっており、そのワイヤレスの利用者の数 (およそ 2 億人) を考えるとその影響は大きいと考えられる。

この他にも Amber Alert Portal (e-mail やテキスト・メッセージの配信) や Code Amber (登録者のウェブサイトに配信) など無料でサービスもある。

**Amber Alert 切手**

米国郵政公社は 2006 年 5 月に Amber Alert を題材にした切手を National Missing Children's Day の記念として発行している。



**Amber Alert により解決されたケース**

<2006 年 6 月 26 日 ウィスコンシン州、Barron 郡>

16 歳の少年が親権を持たない母親に祖母宅から誘拐された。その後、同様に親権を持たない父親に会いに行っている。この父母は、覚せい剤常用癖があり、誘拐時、母親は薬物により

<p>陶酔状態にあったと思われる。子供の安全が懸念され、Amber Alertが出された。Amber Alertが発信され警察に追われていることに気がついた2人は子供を置き去った。子供は無事連れ戻された。</p>
<p>&lt;2006年6月13日 インディアナ州、Terre Haute 郡&gt;          4歳と6歳の兄弟が父に銃をつきつけられ連れ去られ、盗難車の中に放置された。暴力的な誘拐であったため、Amber Alertが出された。ある市民が Amber Alert をテレビで見ており、その車の特徴から湖の横にある車が該当者であることを識別し関係機関に連絡を入れた。警察が湖に行き子供たちを保護し、容疑者は逮捕された。</p>
<p>&lt;2006年4月26日 インディアナ州、Seymour 郡&gt;          2歳の幼児が父により誘拐された。誘拐の前にこの男は幼児の母を暴行しており、凶悪な犯罪であったため Amber Alert が出された。この Alert を見た人が車を発見して関係機関に連絡した。子供は無事警察に保護された。</p>
<p>&lt;2006年2月13日 ウィスコンシン州、Sheboygan 郡&gt;          6歳、8歳、13歳の姉妹を自宅から、母の元恋人が連れ去った。男の犯罪歴の多さから、Amber Alertが出された。捜査を通して3名うち2名は置き去られた住居で見つかった。そして、Amber Alert を聞いた女性が真ん中の少女と一緒にいる旨、関連機関に電話を入れ、無事保護となった。</p>
<p>&lt;2006年2月26日 ウィスコンシン州、Milwaukee 郡&gt;          6歳の少女が親権を持たない母親に誘拐された。女の暴力と脅迫の過去歴から、Amber Alertが発信された。Amber Alert をテレビで見た女が関係機関に連絡し、子供を引き渡した。</p>

### 3. 児童の安全確保に関するテクノロジー

前述のように、ネット上の危険とは「コンテンツ」と「コンタクト」である。この二つの危険から子供を守るためのテクノロジーは、主にフィルタリングとモニタリングソフトウェアである。

#### (1) 有害コンテンツからの安全確保＝フィルタリング

フィルタリングソフトウェアは1995年頃より数々リリースされている。基本的に「不適當」と認めたサイトのリスト(＝データベース)をプログラムが参照し、子供のアクセスを防ぐものである。しかし、

- a. 「日々多くのサイトが全世界で作られアドレスの変更が行われているのに、最新のデータベースをどう維持するのか」

b. 「データベース作成に際して、何を基準にするのか」

という問題があり、フィルタリングソフトだけに頼ることができないのが実態である。

上記 a に関しては、ソフトウェアに組み込まれたデータベースを、自動または手動でクライアントが適宜アップデートする方法や、データベースをサーバーにおきクライアントは常にそのサーバーにアクセスする方法がある。これらの情報は、ソフトウェア会社独自のものと、サーチエンジンと提携したものがあり、最近ではサーチエンジンを利用したデータを使うソフトウェアが多い。一方、このようなデータベースに頼らず、リンク先のコンテンツをユーザーに表示する前に一度読み込んで、不適切な言葉がないかどうか確認するという方法のソフトウェアもある。

b に関してはここ 10 年ほど、HTML ファイルの特殊なメタ情報や子供サイトを表すシールの表示など、サイトレイティングやラベリングと呼ばれる、さまざまな方法が討議されてきたが、今のところ全米で統一した規格はない。ドット・キッズ法は言わばわかりやすいラベリングの方法であるが、足並みがそろっていない。米国では映画やテレビのレイティングが進んでいるため、それに準じたレイティングが確立されると思われるが、現在は、まだ模索の状態である。

レイティングがなかなか確立されない一つの理由としては、ネット上のコンテンツが流動的なことがある。出来上がった映画や番組は、誰がいつ見ても同じであり一定の評価が可能だが、サイトコンテンツは、もしそのサイトがユーザー参加型なら、なおさら固定したものにはなり得ない。またひとつには、ネットコンテンツの制作側が大企業から個人までさまざまであることがあげられる。例えばディズニーサイトと予算の少ない幼稚園サイトでは規模も予算も技術力も違う。これらに「子供向けである」という同一の情報を埋め込むとき、誰にとって最適な方法を取るのか（予算はかかっても一度に処理できるプログラムを使う方法か、なるべく予算をかけず初心者でも変更できる程度のコード処理方法か、等）が問題となる。シールなどを表示する場合でも、サイトデザイン上の問題がある場合もあれば、どのような大きさであっても問題ない場合もあり、さらにこのようなプロセスを法制化するか、違反に対し罰則を設けるかなど、対象の幅が広いだけに決めにくい要素が様々存在する。

また、フィルタリングソフトウェアの多くは、サイトコンテンツだけでなく、ニュースグループやEメールメッセージにも適用することができる。専用ソフトウェアには、独立してインストールするタイプと、子供専用ブラウザのタイプとがある。



### 代表的なフィルタリングソフトウェア

スタンダードなフィルタリングソフト	
ContentProtect \$34.99 <a href="http://www.contentwatch.com/">http://www.contentwatch.com/</a> (ContentWatch 社)	フィルタリングソフトの評価を行っている Top Ten Review サイトで第一位。保護者のコントロール機能の良さと信頼性で評価されている。ディズニードリームデスク PCのフィルタリングソフトにも選ばれた。
CYBERSitter \$39.95 (Solid Oak Software 社)	フィルタリングソフトの元祖的なソフトウェア。
フィルタリング機能を盛り込んだ子供専用ウェブブラウザ	
My Kids Browser \$29.95 windows 用 <a href="http://www.mykidsbrowser.com/">http://www.mykidsbrowser.com/</a>	保護者がセットするコンテンツフィルタ、リンク先・クリック先のサイトの分析、ネットサーフ時間の記録とお知らせ機能、利用したサイトの一覧とスクリーンショット、他のブラウザを利用不可能にできる。
BumperCar \$29.95 Mac 用 <a href="http://www.freeverse.com/bumpercar2/">http://www.freeverse.com/bumpercar2/</a>	検索エンジンのフィルタリング機能を活かした子供専用ブラウザ。ホワイトリスト・ブラックリストの設定ができるほか、個人情報の書き込み防止機能、ネット利用時間制限機能がある。
KidRocket フリーソフトウェア windows 用 <a href="http://www.kidrocket.org/">http://www.kidrocket.org/</a>	危険なコンテンツをフィルタリングする方法ではなく、安全なコンテンツを指定してそれらのみを閲覧させるブラウザ。簡単な算数などの独自のコンテンツも付属する。コンテンツレートは、非営利団体 ICRA (Internet Content Rating Association) によっている。
総合的な安全ソフト (コンテンツのフィルタリングだけでなくパスワードを守ったり発言を規制したり総合的な機能を持つ)	
iProtectYou Pro Web Filter v7.11 \$34.95 <a href="http://www.softforyou.com/ip-index.html">http://www.softforyou.com/ip-index.html</a> (SoftForYou 社)	有害サイトと有害ニュースグループをフィルタリングする。予め決められた時間にのみネット利用ができるようにする。どのプログラムをネットで利用できるか決める。送受信のデータ量を規制する。Eメール、オンラインチャット、P2P コネクションで不適切な言葉をブロックする。それぞれの家族の必要に見合った適切な規制ができる。利用記録を残す。フィルターはビルトインされたデータベースを参照する。
ZoneAlarm \$49.95 <a href="http://www.zonelabs.com/">http://www.zonelabs.com/</a> (Check Point Software Technologies 社)	フィルタリング機能、ペアレンタルコントロール、ウイルスとスパイウェア探知、ウイルス最新情報参照サービス、ハッカーから個人情報を守る高度匿名機能、送受信 Eメールスキャン機能。

(2) 有害コンタクトからの安全確保＝モニタリング

モニタリングソフトは厳密にいうとレコーディングである。活動を記録し、それをあとで保護者や教師が確認するものである。最近ではSNSの流行を受けて、MySpaceでの活動を記録するソフトやレポートサービスもできた。

代表的なモニタリングソフトウェア

<p>Spector Pro 5.0 \$149.95 <a href="http://www.spectorsoft.com/">http://www.spectorsoft.com/</a> (SpectorSoft 社)                  Email、チャット、インスタントメッセージ、サイト、利用したプログラム、キーストローク（どのキーを押したか）を記録し、スクリーンショットを撮るプログラム。ネットアクセスの阻害や警告の表示もできる。このソフトは監視スパイソフトとして開発されたものであるが、詳細な記録が残るため子供たちのネット活動監視ソフトとしても強力である</p>
<p>WebWatcher と WebWatcherKids \$99.95 <a href="http://www.webwatcherkids.com/">http://www.webwatcherkids.com/</a>                  (WebWatcher Software 社)                  ウェブ上の活動のみを記録するソフトウェア。Kids'バージョンは特にMySpaceでの子供たちの活動を記録する。</p>
<p>SpyAgent、 \$42.95-69.95 <a href="http://www.spytech.com/">http://www.spytech.com/</a> (Spytech Software and Design 社)                  28のコントロール機能を使って、すべてのコンピュータを使った行為を記録するソフトウェア。</p>
<p>BeNetSafe 一年契約\$49.95 <a href="http://www.benetsafe.com/">http://www.benetsafe.com/</a> (BeNetSafe 社)                  子供のMySpaceでの活動をタイムリーに親に報告するサービス。個人情報（電話番号、メールアドレス、住所、学校の情報）などを子供が誰かに与えようとすると親に報告が送られる。また危険な状況や違法行為に関わっていると思われるときにも報告が届けられる。</p>

(3) 捜査と記録ソフトウェア

子供をターゲットにした大人の犯罪者のコンピュータが確保されれば、専門の捜査官が仔細に調査する。その際に使われるソフトウェアを紹介する。

<p>Ultimate Toolkit (AccessData 社)                  パスワード取り込み、ネット利用状況の解析、登録サイトや活動の記録閲覧など</p>
<p>SnagIt Camtasia Studio <a href="http://www.techsmith.com/">http://www.techsmith.com/</a> (TechSmith)                  スクリーンキャプチャーと動画コンテンツなどを有効に利用したプレゼンテーション用プログラム、事件の記録や裁判での説明に使われる。</p>

上記のソフトウェア会社だけでなく、マイクロソフトや AOL など米国の大手 IT 企業が子供の安全を守り捜査が迅速に行われるように様々な工夫をしている（後述）。

#### 4. 官民連携による最新の動き

米国では、司法省、FBI、非営利団体及び民間企業が互いに連携して児童インターネット犯罪防止に取り組もうという姿勢が強い。

ここでは、最新の官民連携の動きとして、2006年8月にテキサス州ダラスで開催された第18回対児童犯罪会議及び第5回対児童インターネット犯罪会議において披露された官民の取組み状況を紹介する。

##### (1) 対児童犯罪会議及び対児童インターネット犯罪会議の概要

この会議は、年に一度子供に対する犯罪の防止と効果的な捜査を目標に、全米の司法関係者、警察関係者、非営利団体らを対象にして開かれる、全米一大規模で総括的な会議である。

主催は DCAC (ダラス児童擁護センター) で、NCMEC、FBI、司法省 OJJDP、マイクロソフト、AOL など 21 省庁・団体・企業の共催による。本年は 8 月 21 日から 24 日までの 4 日間開催され、2600 名以上が参加した。参加者のほとんどは米国からであったが、インターネットを利用した犯罪の増加を反映して、カナダ・オーストラリア・ニュージーランド・イギリス・ウクライナからの参加もあった。

会議は、基調講演、75 の分科会、8 つのイベント、36 の展示で構成された。

##### (2) 会議の特色（官民一体、国際連携）

本会議は、子供をインターネット犯罪から守るため、司法省、連邦捜査局、各州警察、非営利団体、民間企業などがそれぞれの知恵や技術を出し合い学びあうためのものである。

前述のように、捜査当局に有益な情報を提供している NCMEC などの非営利団体による取組みだけではなく、米国の大手 IT 企業も児童インターネット犯罪防止に向けた取組みを紹介するとともに、新しいソフトウェアの展示や紹介も行なった。一方、捜査当局も SNS のみならず、最新の IT 技術がインターネット犯罪に使

用されるケースについて学ぶなど、官民が一体となって児童インターネット犯罪防止に取り組んでいる姿勢が見られるのが本会議の特色である。

また、インターネットの利用によって犯罪の規模が広範囲に及ぶようになった。捜査官の中には、トップドメイン（.jp や .cn など）が外国であると分かった時点であきらめてしまう者もいるという指摘もなされ、トップドメインと実際の居住場所が違う場合の例や、国家間連携で成功した例があげられ、外国との連携の大切さが強調された。今回の本会議の参加者も英語圏の国を中心に次第に国際化しつつあるが、非英語圏からの参加は皆無であった。今後は非英語圏との協力体制が大きな課題になるであろう。

### (3) 会議内容

#### ① 基調講演

基調講演は、第 81 代米国司法長官アルバートゴンザレス氏が行なった。子供を被害者とする犯罪の検挙、抑止、防止は“fight for our future” だとして、連邦レベルから地域レベルまでのさまざまな機関とその成果を評価し勇気付けた。

民間からは MySpace のチーフセキュリティオフィサー、ヘーマンシュニゲイン氏が挨拶。昔から親が子供に「公園や道で知らない人と話してはだめ」と言い聞かせてきた言葉を「公園や道やインターネットで知らない人と話してはだめ」と変えなければならないと強調、MySpace における捜査協力について紹介した。

#### ② 分科会

開催された 75 の分科会は大きく分けて次の 4 つに分類される。

- 司法と捜査に関する分科会
- 最新技術に関する分科会
- 非営利団体活動に関する分科会
- 民間の取組みに関する分科会

ここでは、特に、「最新技術に関する分科会」、「民間の取組みに関する分科会」について紹介する。

#### □ 最新技術に関する分科会

分科会では、今危険性が騒がれている SNS より一歩未来を見越した形で、最新技術が持つ危険性について意見交換がなされた。「Tech Convergence（技術収束）が進み、一つの技術が複数の働きや目的をもつようになっていること」、「機動性と利用者の匿名性が高まっていること」といった最新技術の特徴を踏まえ、具体的に以下のような点につき意見交換がなされた。

- マルチパーパスで機動性のあるメモリーデバイスが普及している  
（これらのデバイスは、児童ポルノの隠し場所となり、送付メディアともなり、テクノロジーが悪用されやすい。Sony MICROVAULT など財布に収まる大容量カード、携帯電話、iPod など）
- IP 記録の残らない通信が多様化している  
（VOIP、UPOC（携帯の新コミュニティ、テキスト・画像のやりとりができ、年齢や州名などで参加者のサーチができる）、Wi-Fi（特に車を使いながらのネット接続により、他人のネットワークに Piggybacking する（断りなくアクセスポイントを使うこと））
- 匿名性を高めるソフトウェアが開発されている。  
（Anonymizer（IP アドレスを隠す）、Digital Shredder（ファイルの完全消去）、P2P プログラム（他者の介入がなくなり孤立したコミュニケーションになりやすい。犯人がワイヤレス接続を利用した場合には場所の特定も容易ではない。また個人情報を守るためのソフトウェアが犯人の足跡を消すソフトウェアとしても使われている。））

以上をふまえ、今後 FBI と各警察ではより個人に密着したデバイスに注目していく。2006 年 8 月の時点ではまだ SNS からの犯罪が群を抜いて多数であるが、これからは以上のような技術が犯罪に悪用されるであろうと予測している。

#### □ 民間の取組みに関する分科会

本会議ではマイクロソフト、AOL、MySpace、YAHOO!による分科会があり、そこで民間の取組みが紹介された。それぞれの会社では、前 FBI 捜査官などのキャリアを持つセキュリティオフィサーをおき、チームを構成している。例えば、マイクロソフトでは年間 2400 万ドル（約 20 億円）の予算を捜査協力にあてている。

4 社 4 つの分科会では、技術インフラを提供するマイクロソフト、AOL に対し、サイトを運営する MySpace、Yahoo では、犯罪防止に対する姿勢が全く違うことが目立った。

AOLではサーバーを通るすべてのファイルからメタ情報（画像の隠れた情報）を読み込み、児童ポルノである場合は削除する。すべてのファイルは、ZIPなどの圧縮ファイルであってもスキャンされ、児童ポルノは取り除かれる。AOLプログラムに隠された「イースターエッグ」と呼ばれる、捜査に有効な仕掛けの一部も紹介された。また AOL には、非公表のサービスがあり、警察からの要請によって、犯人が運転ルートのプログラムを利用した場合はその詳細を提出することができる。マイクロソフトと AOL では、米国憲法修正第 4 条（被疑者のプライバシーを守る修正法）に触れないよう、適切な捜査令状、召喚令状、罰則付き文書提出令などの書き方も指導している。マイクロソフトでは、捜査に役立つという観点からまとめられた各サービス内容、詳しいデータ保存期間、令状の基本などをまとめた「捜査用資料」を用意している。

一方、MySpace、Yahoo では、ユーザーが書き込んだ情報がコンテンツの中心となるため、犯罪防止や捜査協役に役立つような仕掛けが作りにくい（Yahoo では一部有料のサービスもあり、クレジットカード情報などは保存されるが、MySpace は広告収入により運営されユーザーは無料で利用できる）。登録情報一つとっても、年齢も名前もすべて偽ることができ、例えば子供が簡単に背伸びをして大人のネットコミュニティに参加することが可能である。

実際、これらの子供たちがターゲットになり性的虐待を受ける事件が続出している。これに対して MySpace の立場は、ルールを守って利用してほしいと主張するのみであり、ユーザーの書きこんだ情報が捜査材料になりにくい点を強調した。一方、Yahoo や MySpace 両者とも、サイト内での捜査の仕方を提示、クッキー情報の内容についてや、記録保持期間について説明するなど、可能な範囲で捜査に最大限協力している姿勢を示した。

(参考資料)

[http://www.pewinternet.org/report\\_display.asp?r=162](http://www.pewinternet.org/report_display.asp?r=162)  
<http://phx.corporate-ir.net/phoenix.zhtml?c=76341&p=irol-newsArticle&t=Regular&id=855071&>  
[http://www.missingkids.com/en\\_US/publications/NC167.pdf](http://www.missingkids.com/en_US/publications/NC167.pdf)  
<http://www.fbi.gov/publications/innocent.htm>  
<http://www.kids-space.org/>  
<http://www.unh.edu/ccrc/pdf/CV71.pdf>  
<http://www.technologytailor.com/articleDetail.php/237>  
<http://www.fbi.gov/publications/innocent.htm>  
<http://www.ice.gov/partners/investigations/services/cyberbranch.htm>  
<http://www.icatraining.org/default.htm>  
<http://www.wsps.com/midatlantic/spa/news.apx.-content-articles-SPA-2006-07-25-0017.html>  
[http://www.ftc.gov/privacy/privacyinitiatives/childrens\\_enf.html](http://www.ftc.gov/privacy/privacyinitiatives/childrens_enf.html)  
<http://www.kids.us/>  
[http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PublicHomeServlet?LanguageCountry=en\\_US&](http://www.missingkids.com/missingkids/servlet/PublicHomeServlet?LanguageCountry=en_US&)  
<http://www.netsmartz.org/>  
<http://www.amberalert.gov/>  
<http://codeamber.org/>  
<http://www.amberalert.com/pressroom/aboutus.php>  
<http://www.dcac.org/pages/cacc.aspx>  
<http://www.icatraining.org/default.htm>

このレポートに対するご質問、ご意見、ご要望がありましたら、  
[hiroyoshi\\_watanabe@jetro.go.jp](mailto:hiroyoshi_watanabe@jetro.go.jp) までお願いします。